

第 5 次城陽市総合計画
第 1 期基本計画
骨子（案）

令和 8 年 9 月

目次

1. 本市をとりまく社会潮流	1
2. 人口・土地利用	3
2.1. 将来人口	3
2.2. 土地利用構想	4
3. 政策体系と政策の見方	5
3.1. 政策体系	5
3.2. 政策の見方	6
4. 政策ごとの方針と主要な取組	7
4.1. 感動や笑顔にあふれ、しあわせと健康をともに分かち合えるまち	7
4.1.1. 福祉のまちづくりを推進する	8
4.1.2. 子育てしやすい環境をつくる	9
4.1.3. 高齢者福祉を充実する	11
4.1.4. 障がい福祉を充実する	12
4.1.5. 市民の健康づくりを推進する	14
4.2. 健やかなころをはぐくみ、いつまでもともに学べるまち	15
4.2.1. 学校教育を充実する	16
4.2.2. 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する	18
4.2.3. 生涯学習・社会教育を充実する	20
4.2.4. 持続可能な文化財の保存・活用を推進する	21
4.2.5. 文化芸術を振興する	22
4.2.6. スポーツ・レクリエーションを振興する	23
4.3. 交通ネットワークを活かし、交流と活力をともに創り出せるまち	24
4.3.1. 道路ネットワークの充実を図る	25
4.3.2. 公共交通ネットワークの充実を図る	27
4.3.3. 駅を中心としたコンパクトなまちづくりを推進する	28
4.3.4. 既成市街地周辺を整備する	29
4.3.5. 住環境の質の向上を図る	30
4.3.6. 上下水道の適切な管理運営を図る	31
4.3.7. 緑豊かなまちづくりを推進する	33
4.3.8. 環境を守り育てるまちづくりを推進する	34
4.3.9. ごみの減量・資源循環を推進する	35
4.4. 地域資源を活かし、豊かさをともに築き合えるまち	36
4.4.1. 東部丘陵地の整備を推進する	37
4.4.2. 新たな雇用を創出する	38
4.4.3. 商工業の育成を図る	39
4.4.4. 持続可能な農業の振興を図る	40

4.4.5. 地域の活力につながる観光の振興を図る	41
4.4.6. まちづくりにおける市民参加・協働を推進する	42
4.4.7. まちの魅力発信、都市間交流を推進する	43
4.4.8. 人権を尊重する	46
4.4.9. 男女共同参画を推進する	47
4.5. 確かな備えを築き、安心・安全な暮らしをともに支え合えるまち.....	48
4.5.1. 消防・救急体制を充実する.....	49
4.5.2. 災害や犯罪を防ぐ.....	50
4.5.3. 浸水被害の軽減に向けた基盤を整備する	52
4.5.4. 交通安全対策を推進する	53
4.5.5. デジタル技術の活用を推進する	54
4.5.6. 持続可能な財政運営を実現する	55
4.5.7. 戦略的に行政経営を推進する	56

1. 本市をとりまく社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢化のさらなる進行

我が国においては、近年人口減少と少子高齢化が一層進行しています。出生数の減少が続く一方で、高齢者人口の割合は上昇を続け、生産年齢人口の減少が地域社会や経済活動に大きな影響を及ぼしています。

特に地方においては、若年層の都市部への流出や単身・高齢者世帯の増加が顕著となり、地域コミュニティの維持や担い手不足、医療・介護・福祉サービスの確保など、生活基盤全体にわたる課題が顕在化しています。また、人口構造の変化は、公共施設やインフラの維持管理、行政サービスの提供方法にも見直しを迫っており、従来の人人口増加を前提とした施策から、人口減少社会を前提とした持続可能な地域づくりへの転換が求められています。

(2) 基幹交通網整備のインパクト

日本の新たな国土軸として、新名神高速道路の滋賀県大津市から兵庫県神戸市を結ぶ区間の整備が進められており、本市域内においては平成 29 年（2017 年）4 月に城陽～八幡京田辺間が開通し、現在は大津～城陽間の整備が進められています。また、公共交通についても、令和 4 年度（2022 年度）に JR 奈良線高速化・複線化第二期事業区間の複線化が完了するなど、交通ネットワークの強化が進められています。

これらのインパクトを活かし、都市基盤の整備や新たな産業の誘致等に取り組み、生活利便性の向上や地域経済の活性化を実現することが求められています。

(3) 自然災害の頻発化・激甚化

近年、気候変動の影響等により、短時間に甚大な被害をもたらす豪雨災害や、想定を超える規模の地震が各地で発生するなど、自然災害の激甚化・頻発化が進んでいます。こうした中、防災・減災対策の重要性はこれまで以上に高まっており、ハード対策のみならず、避難行動の周知、防災意識の向上、地域コミュニティによる共助の強化など、ソフト対策を含めた総合的な取組が求められています。

災害に強く安心・安全な社会の形成に向けて、平常時から防災・減災対策に取り組むとともに、行政や地域住民、事業者等が自助・共助の精神を持ち、互いに連携できる仕組みづくりを進めることが不可欠となっています。

(4) 人々のライフスタイルの変化

令和 2 年（2020 年）の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、社会や人々の暮らしが大きく変化しています。外出自粛や行動制限を経験する中で、テレワークやオンライン会議の普及、非接触・非対面サービスの拡大など、働き方や生活様式が

多様化したことで、時間や場所にとらわれない働き方が広がり、都市部から地方への関心の高まりや、地域での暮らしを見直す動きも見られるようになっていきます。

一方で、人と人とのつながりの希薄化や、健康面・精神面への影響、デジタル環境を十分に活用できない人への配慮といった新たな課題も顕在化しています。今後は、多様なライフスタイルを尊重しながら、誰もが安心して暮らせる社会環境の整備が求められています。

(5) デジタル技術の発達

生成 AI の登場をはじめとした近年のデジタル技術の発達により、行政手続のオンライン化やデータ活用が進み、住民の利便性向上や業務の効率化が図られるなど、社会や行政の在り方に大きな変化が生じています。生成 AI をはじめとする先端技術は、情報提供や事務支援など、さまざまな分野での活用が期待される一方、情報の正確性や個人情報保護、デジタル格差への対応など、慎重な配慮も必要となっています。また、急速な技術革新に対応できる人材の育成や、組織全体でのデジタルリテラシー向上も重要な課題です。

今後は、デジタル技術を手段として効果的に活用しつつ、人に寄り添った行政サービスの実現をめざすことが求められています。

2. 人口・土地利用

2.1. 将来人口

第3次「山背五里五里のまち 創生総合戦略」（令和7年（2025年）3月策定）では、市の施策による効果が着実に反映され、令和42年（2060年）までに合計特殊出生率が人口置換水準まで上昇し、かつ社会移動が令和22年（2040年）までに均衡した場合、令和42年（2060年）の人口は約5万人と推計されています。

ついては、人口動向等を踏まえた各種対策の実施により、転入促進、転出抑制を行うとともに、国の施策に合わせ出生率の向上を図り、将来の人口定常化をめざすこととします。

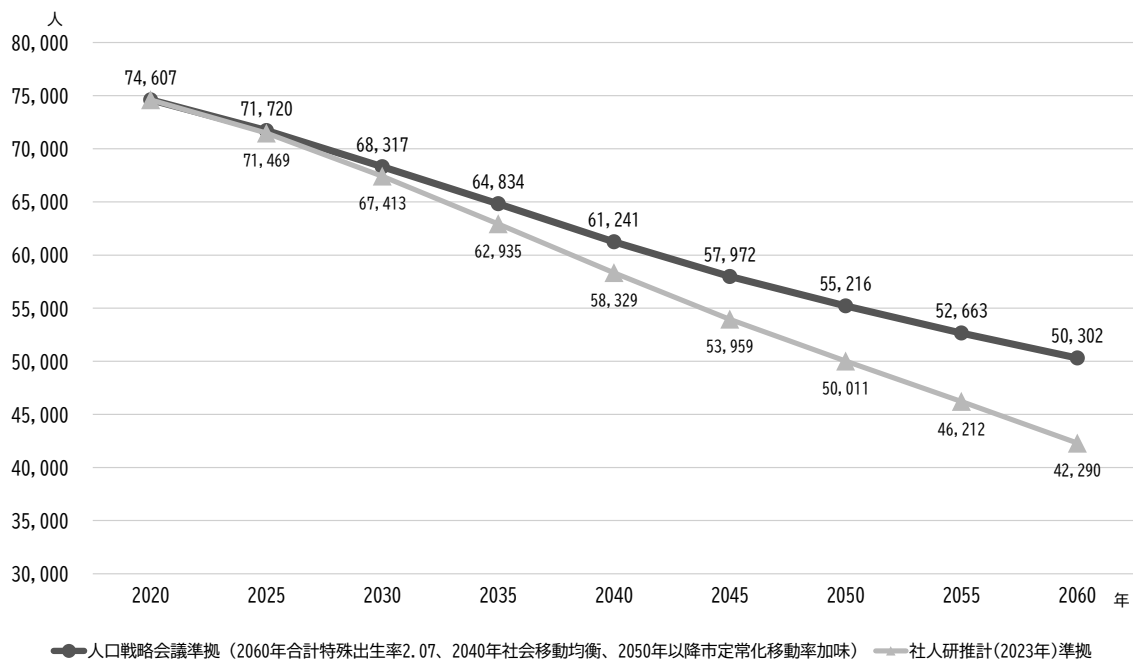


図 2-1 人口推計のシミュレーション結果

出典：第3次「山背五里五里のまち 創生総合戦略」掲載データを一部加工

2.2. 土地利用構想

「城陽市都市計画マスタープラン」（令和８年（２０２６年）４月策定）に基づき、地域の特性や役割を踏まえ、以下のとおり、それぞれの目的に応じた土地利用のエリアを設定します。

また、土地利用にあわせて、市内において、生活利便性の維持・充実、憩いの確保に向け地域の特性に応じた都市機能や生活機能を集積する拠点や、各拠点へのアクセス性を高め、拠点間の連携、他都市との連携による都市機能の補完、人の往来による交流促進を図る軸を設定し、これら３つの要素によって将来都市構造を設定します。

表 2-1 土地利用（エリア）設定

市街地エリア	「誰もが快適に過ごせるまちづくり」を構成する住宅、地域商業・業務、工業・流通などの各ゾーンにより構成されます。
自然環境共生エリア	「豊かな地域資源」を構成する農業や森林公園緑地の各ゾーンにより構成されます。
東部丘陵地エリア	「新たなにぎわいの創出」を構成する城陽市東部丘陵地整備計画対象エリアにより構成されます。

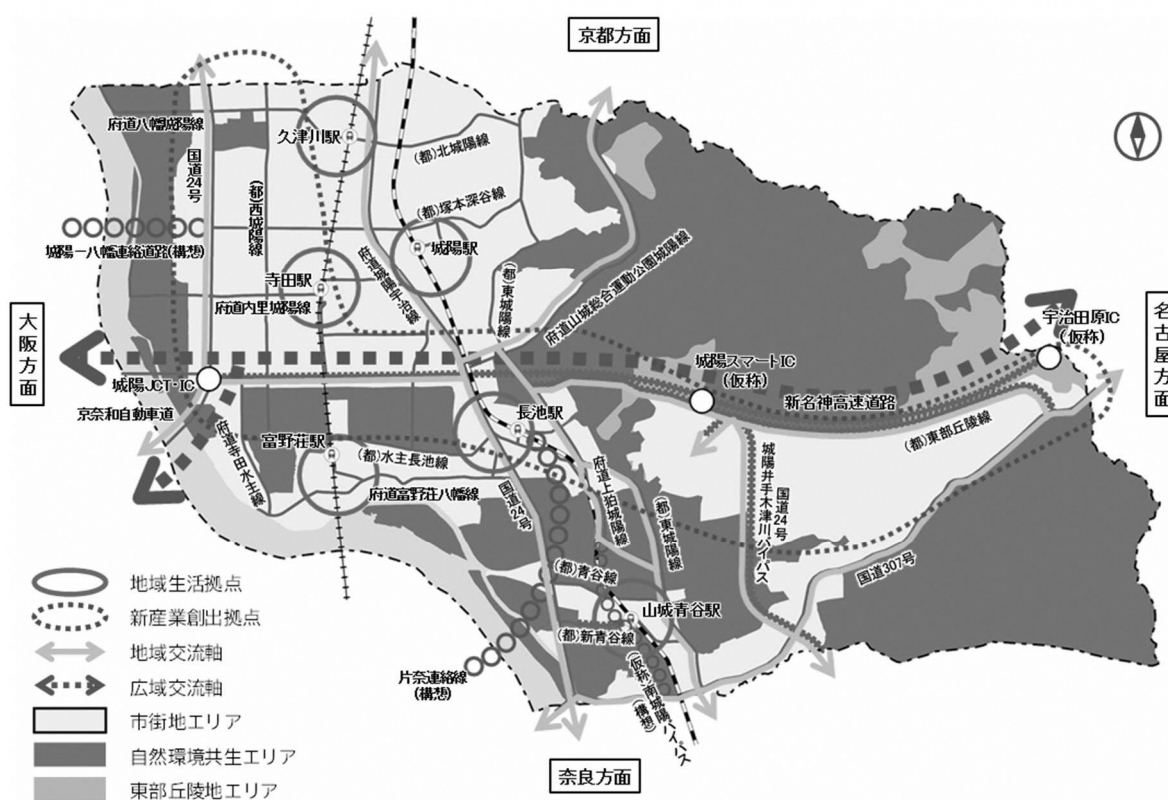


図 2-2 将来都市構造図

出典：城陽市都市計画マスタープラン掲載データを一部加工

3. 政策体系と政策の見方

3.1. 政策体系

基本構想に掲げる5つの将来像を実現するため、第1期基本計画ではそれぞれの将来像に関連する36の政策を位置づけます。

表 3-1 政策体系

将来像	政策
(1) 感動や笑顔にあふれ、しあわせと健康をともに分かち合えるまち 〔福祉、健康、医療〕	①福祉のまちづくりを推進する ②子育てしやすい環境をつくる ③高齢者福祉を充実する ④障がい福祉を充実する ⑤市民の健康づくりを推進する
(2) 健やかなところをはぐくみ、いつまでもともに学べるまち 〔教育、歴史・文化、スポーツ〕	①学校教育を充実する ②教育環境を充実し、健全な青少年を育成する ③生涯学習・社会教育を充実する ④持続可能な文化財の保存・活用を推進する ⑤文化芸術を振興する ⑥スポーツ・レクリエーションを振興する
(3) 交通ネットワークを活かし、交流と活力をともに創り出せるまち 〔都市基盤、環境〕	①道路ネットワークの充実を図る ②公共交通ネットワークの充実を図る ③駅を中心としたコンパクトなまちづくりを推進する ④既成市街地周辺を整備する ⑤住環境の質の向上を図る ⑥上下水道の適切な管理運営を図る ⑦緑豊かなまちづくりを推進する ⑧環境を守り育てるまちづくりを推進する ⑨ごみの減量・資源循環を推進する
(4) 地域資源を活かし、豊かさをともに築き合えるまち 〔産業、観光、広報、市民活動〕	①東部丘陵地の整備を推進する ②新たな雇用を創出する ③商工業の育成を図る ④持続可能な農業の振興を図る ⑤地域の活力につながる観光の振興を図る ⑥まちづくりにおける市民参加・協働を推進する ⑦まちの魅力発信、都市間交流を推進する ⑧人権を尊重する ⑨男女共同参画を推進する
(5) 確かな備えを築き、安心・安全な暮らしをともに支え合えるまち 〔消防、防災・防犯、行財政運営〕	①消防・救急体制を充実する ②災害や犯罪を防ぐ ③浸水被害の軽減に向けた基盤を整備する ④交通安全対策を推進する ⑤デジタル技術の活用を推進する ⑥持続可能な財政運営を実現する ⑦戦略的に行政経営を推進する

3.2. 政策の見方

各政策では、以下のとおり、まちづくりの方向性を表す「めざすまちの姿」、めざすまちの姿を実現するための「施策の展開」、その達成状況を確認する「まちづくり指標」などを示しています。

(1) めざすまちの姿

めざすべきまちづくりの方向性について示しています。

(2) 施策の背景

「めざすまちの姿」の設定や「施策の展開」の背景となっている現状や課題認識などを示しています。

(3) 施策の展開 ※骨子案では施策名のみ掲載

どのような施策により「めざすまちの姿」や「まちづくり指標」の達成をめざすのか、その方策を示しています。

(4) 関連計画 ※骨子案では未掲載

政策分野と関連性がある計画や下位計画を示しています。

(5) まちづくり指標 ※骨子案では未掲載

政策の達成状況进行评估するための指標を設定します。

- 現状値 指標に基づく現状の数値を示しています。
基準年次は令和 7 年度（2025 年度）を基本とし、国の統計等を使用している指標については、最新の統計データの数値を示しています。
数値下のカッコ書きは現状値として採用した年度を示しています。
- 目標値 計画期間内（令和 13 年度（2031 年度））における目標値です。

4. 政策ごとの方針と主要な取組

4.1. 感動や笑顔にあふれ、しあわせと健康をともに分かち合えるまち

少子高齢化社会にあっても、性別、年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら健やかに暮らし続けることができ、感動、笑顔、やさしさにあふれた日々の中で、しあわせと健康を実感できるまちをめざします。

その実現に向けて、行政と市民・地域が一体となり、妊娠期（胎児期）から高齢期までのすべてのライフステージに応じた福祉・健康・医療の充実を図ります。

また、市民が心もからだもいきいきと過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりに取り組める環境整備を推進します。

4.1.1. 福祉のまちづくりを推進する

(1) めざすまちの姿

- すべての人々が性別、年齢、障がいの有無などに関係なく、いきいきとインクルーシブな地域社会で暮らせるよう、互いに尊重し合い、支え合うまちをめざします。
- 困ったときの相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供され、誰もが安心できるまちをめざします。
- 一人ひとりが普段の生活の中で日々しあわせを感じながら過ごせるよう、就労や学習、交流の機会を持てる生きがい豊かなまちをめざします。

(2) 施策の背景

- すべての人々が性別、年齢、障がいの有無などに関係なく、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認め合いながら、人と人とのつながりを大切にし、ともに支え合い助け合う地域社会づくりが望まれています。また、福祉サービスの整備や強化だけではなく、地域社会のつながりや顔の見える関係性の大切さを見つめ直す必要があります。
- 地域生活において何らかの支援が必要になった場合に、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、あらゆる社会資源を活用し、迅速かつ的確に対応できる社会をつくる必要があります。
- 障がいがあったり、介護が必要な状態であっても、市民の誰もが自己選択により、生涯を通じて自己実現を果たすことができるまちづくりが望まれています。

(3) 施策の展開

- 1) みんなが参加する福祉コミュニティづくり
- 2) 地域でともに支え、助け合う社会づくり
- 3) 生活困窮者への支援

4.1.2. 子育てしやすい環境をつくる

(1) めざすまちの姿

- 子どもが次代の担い手として、心身ともに健やかに成長できるよう家庭づくりを支援するとともに、子どもが心豊かに育つための環境づくりに取り組みます。
- 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに安心して成長できる環境づくりに努めます。
- 安心して妊娠、出産、子育てができ、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるまちをめざします。
- 子育ての孤立化を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るとともに、子育て世帯が様々な人と出会い、豊かな情操を育めるような地域づくりを進めます。

(2) 施策の背景

- 共働き世帯の増加や保育ニーズの多様化を踏まえ、保育サービスの充実や放課後の居場所づくりなど、子どもの健やかな成長を支える環境づくりが必要です。また、増加する保育ニーズへの対応や、保育環境の充実を図ることが求められています。
- 児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもや家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。家庭・地域・関係機関が連携することにより、子どもの権利擁護を推進し、健やかな育ちを等しく保障する社会をめざすことが必要です。
- 出生率の低下などによる少子化が進んでいることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、少子化への対応に重要な取組です。妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援や子育て世帯の負担軽減、仕事と子育ての両立支援を進め、男女がともに子育てに参画できる環境づくりを推進することが必要です。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱える家庭が増えています。安心して相談できる体制や親子の交流の場を充実させるとともに、地域や関係機関が連携して子育て家庭を見守り、支援する環境づくりを進めることが必要です。

(3) 施策の展開

- 1) 子どもが健やかに成長・発達するための支援と心豊かに育つ環境づくり
- 2) 子どもの人権の尊重と配慮を必要とする家庭等への支援
- 3) 出産・共働き・共育てのさらなる推進
- 4) 子育ての孤立化の防止

4.1.3. 高齢者福祉を充実する

(1) めざすまちの姿

- 高齢期になっても、安心していきいきと暮らせるまちづくり、尊厳をもって自立して暮らせるまちをめざします。
- 生きがいのある暮らしを通じて、健康を保ち、できるだけ要介護状態にならない予防重視のまちづくりを推進します。
- 介護を必要とする状態になっても、自立した暮らしができるよう必要な介護サービスを受けられるまちづくりを推進します。
- 身近な地域において、医療、介護・介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され、行政・サービス提供事業者の連携と住民自身の参加によって、高齢期を互いに支え合うまちづくりを推進します。

(2) 施策の背景

- 本市では後期高齢者が増加傾向にあり、認知症高齢者等の介護サービスの必要な高齢者が増加すると考えられることなどから、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者福祉・介護サービスの提供体制を確保・充実する必要があります。
- できるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるよう、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進する必要があります。
- 介護保険制度の円滑な運営を図るため、公平・公正な要介護認定事務の推進、介護サービスに対する相談等への適切な対応を図るとともに、介護を社会全体で支えるという観点から、制度の持続可能性の確保や、低所得者への配慮を行う必要があります。
- 高齢期になってもより生きがいのある充実した生活を送れるよう、仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの地域活動の機会が得られるような環境づくりに努める必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 地域包括ケアシステムの推進
- 2) 高齢者が安心できる福祉サービスの提供
- 3) 総合的な介護予防の推進
- 4) 社会参加と交流の促進

4.1.4. 障がい福祉を充実する

(1) めざすまちの姿

- インクルーシブな地域社会をめざし、市民の障がいに対する理解を促進します。
- 障がい福祉サービス等を継続的かつ多面的に調整し、障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」も含めた支援に取り組みます。
- 手話教室や手話研修などの機会の充実を図ることで、手話を使いやすい環境づくりを促進し、手話を必要とする人等の自立した日常生活・社会生活を支援していきます。
- 物品調達を拡大することにより、障がいのある人が働く施設等を間接的に支援し、障がいのある人の自立を助長するよう取り組みます。
- 障がい者差別案件・虐待案件が発生した際に、より迅速な対応を図ります。

(2) 施策の背景

- 各種障がい者手帳の所持者の増加に伴い、障がい福祉サービスに対するニーズの多様化が進んでいます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、就労など地域での生活支援をさらに推進することが求められます。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づいて、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深めるとともに、差別案件・虐待案件発生時の体制を強化する必要があります。
- 障がいのある人の働く場所を維持・確保するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等が供給する役務や物品の優先調達の拡大を図る必要があります。
- 聴覚障がいのある人の社会参画を促進するため、「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」に基づき、手話を使える人を育成するとともに、手話を使いやすいまちをめざし、手話に対する理解の促進や手話の普及を図る必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 障がい理解の促進・障がい福祉サービス等の充実
- 2) 障がい者差別の解消・虐待の防止
- 3) 障がい者就労施設等からの役務や物品の調達の強化
- 4) 手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づく施策の推進

4.1.5. 市民の健康づくりを推進する

(1) めざすまちの姿

- 妊娠期（胎児期）から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりを、生涯を通じた健康づくりの観点から推進していきます。
- 市民自ら健康づくり活動を実践できるよう、個人、家庭、学校、企業、医療機関等との連携、協働により、市民の健康づくりを支える環境整備を通じた健康づくりを推進します。

(2) 施策の背景

- 近年、本市では全国と同様に急速な高齢化や生活習慣の変化により高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。これに伴い虚血性心疾患や脳血管疾患、糖尿病の合併症などを引き起こすことで医療費が増大し、また介護が必要な人が増加しています。このような中で、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、「健康寿命の延伸」を図る必要があります。
- 国民健康保険については、平成 30 年度（2018 年度）から財政運営が都道府県を単位として広域化され、運営の安定化に寄与しています。一方で、被保険者の高齢化の進行に伴う疾病の重症化や長期化、医療の高度化等により、一人当たりの医療費は増加傾向にあるなど、国民健康保険の運営は、依然として予断を許さない状況にあります。国民皆保険制度を堅持するため、将来にわたって持続可能な制度運営を図る必要があります。
- 周産期にある妊婦や子育て世代、障がいのある人、ひとり親家庭、高齢者の方等、すべての世代が安心して医療を受けられるよう、負担の軽減を図る必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 健（検）診、保健指導を受診しやすい体制の強化
- 2) 市民の健康を守るための環境整備
- 3) 国民健康保険の充実
- 4) 総合的な医療支援の充実

4.2. 健やかなところをはぐくみ、いつまでもともに学べるまち

健やかなところと豊かな人間性をはぐくみながら、歴史・文化・スポーツを通じた人と人とのつながりを広げ、誰もが生涯にわたってともにいきいきと学ぶことができるまちをめざします。

その実現に向けて、次世代の担い手となる子どもたちが健やかに学び育つよう、児童・生徒が快適に学べる教育環境の整備や、市民自らの学習意欲を満たす生涯学習と社会教育の推進を通じて、持続的な地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、楽しさや感動、精神的な安らぎを与える文化の創造や、本市が有する様々な歴史・文化資源の活用により、市民のふるさと意識醸成や交流・関係人口の拡大につなげます。

さらに、誰もが気軽に親しめるスポーツを促進することで、健康や生きがいづくりにつなげるほか、スポーツを通じた地域の魅力向上やにぎわいの創出を図ります。

4.2.1. 学校教育を充実する

(1) めざすまちの姿

- 幼稚園・学校・家庭・地域社会が連携し、社会変化に適応した「城陽の未来を担う子どもたち」を創出し続けるようにします。
- 地域の子どもたちの個性を尊重しつつ、子どもたちが周囲の人々の愛情や信頼、期待等に「包み込まれているという感覚」を実感できるようにします。

(2) 施策の背景

- 幼稚園教育・学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健康な体など「生きる力」をはぐくむことが重要な課題であり、現在、「城陽市子どもの読書活動推進計画」に基づく図書館教育の充実や、GIGA スクール構想の実現に向けたICTの活用による子どもたちの可能性を引き出す学びを推進しています。学力向上に向けては、学力診断テストや全国学力・学習状況調査などの結果を活用し、個に応じた指導や授業改善に努めるとともに、城陽の未来を担う子どもたちの「学びへの努力」と教職員や保護者の「子どもたちへの支援」を励ます表彰制度を設けています。また、教職員の資質向上も課題であり、実践的な指導力を育成するため、教職員研修を実施しています。引き続き、社会変化に柔軟かつ的確に対応する能力の育成や資質の向上が求められています。
- すべての小中学校に設置された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の定着に向けた研修等を実施しています。学校運営協議会を通し、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めるだけでなく、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となってより良い学校教育の実現に取り組んでいく必要があります。
- 小中学校の臨床心理に関しては、高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図りました。令和6年度（2024年度）には、校内サポートルーム（適応指導教室）を開設し、児童生徒の校内での居場所作りに努めました。また、ふれあい教室（城陽市適応指導教室）とも連携し、通室する児童生徒を対象に、アバターを介してオンライン上でコミュニケーションをとることのできる「3Dメタバース」を導入しています。いじめや不登校などに迅速かつ的確に対応するため、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な支援策を講じる必要があります。
- 就学前教育に対するニーズが多様化する中、長期休業期間中の預かり保育開始時間の変更や、幼児教育センターや遊びのひろばなどの地域の子育て支援事業の実施など、今後も公立幼稚園の充実と私立幼稚園の支援に努める必要があります。
- 障がいのある子ども一人ひとりの自立や社会参加をめざし、特別支援加配教諭

の配置等のきめ細かい指導に努めています。引き続き、教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を就学前から中学校卒業後まで、多様な学びの場において切れ目なく支援を受けられるように取り組む必要があります。

- 特別支援教育の推進では、医療的ケア児に対する看護師配置を行っているほか、城陽市就学相談及び進学検討において、園・学校訪問、発達検査、体験、保護者相談等を通して丁寧にアセスメントを行い、幼児・児童生徒における適切な学びの場の検討を教育支援委員会において実施しています。また、全小中学校に通級指導教室が設置され、自校で障がいのある児童生徒に対する必要な指導・支援ができるようになっていきます。さらに、城陽市特別支援教育に関する啓発パンフレットを園・学校・療育園・関係機関等に配布し、保護者や地域社会への啓発に努めています。引き続き、こうした特別支援教育を推進する必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 個別最適な学びと協働的な学びの充実
- 2) 図書館教育の推進
- 3) 城陽子ども文化・科学賞の実施
- 4) ICT 教育の推進
- 5) 教員の指導力等の向上
- 6) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進
- 7) 不登校対策事業の充実・いじめ対策事業の充実
- 8) 公立幼稚園の充実
- 9) 特別支援教育の推進

4.2.2. 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する

(1) めざすまちの姿

- 児童・生徒が快適に学べる教育環境を整備します。
- 児童・生徒が安心して通学できる環境整備を行います。
- 青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざします。
- 青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験などの場を充実します。
- 児童・生徒が、給食という生きた教材を通し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、地域への愛着の醸成をめざします。

(2) 施策の背景

- 小中学校施設における普通教室の空調設備整備は完了し、現在、各学校の体育館空調整備及びトイレ改修を進めており、今後の施設改修については、定期的な大規模改造や長寿命化改修を計画的に進める必要があります。
- 通学時の安全確保に向け、危険箇所への交通指導員の配置、通学路安全推進会議の開催等の取組を実施しています。引き続き、通学時の安全点検・安全対策を進める必要があります。
- スマートフォンをはじめとするインターネットの普及は、高度情報化による新たな形のいじめや犯罪被害など青少年問題の低年齢化を引き起こしています。青少年健全育成団体と協働し、青少年の健全な育成及び青少年の社会参加を進める取組に対し、運営面での支援を推進する必要があります。
- 青少年の健全育成に向け、社会性や自主性をはぐくむ様々な活動や支援を行っています。また、地域社会におけるつながりは、インターネットや SNS の普及により、地域という枠を超えて新しい人間関係を生み出しています。そのため、時勢の変化を踏まえた青少年の健全育成に向けた活動や支援を進め、充実させる必要があります。
- 子どもたちの健やかな成長に資する小中学校完全給食を実施するとともに、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるため、地元食材の利用促進により地産地消を進め、地域への愛着をはぐくむ必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) トイレ改修の実施
- 2) 通学路安全対策の推進
- 3) 社会環境の再構築と青少年健全育成体制の充実
- 4) 豊かな体験活動の推進
- 5) 地元野菜の利用促進

4.2.3. 生涯学習・社会教育を充実する

(1) めざすまちの姿

- 生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を満たすことができ、市民自らだけでなく、周囲にも影響し、ともに生活の向上・充実を図っていけるまちをめざします。
- より良い地域社会となることをめざし、地域全体が先生となり「城陽の未来を担う子どもたち」の教育を行います。

(2) 施策の背景

- 社会教育委員を中心として、市民が主体となった生涯学習を推進する必要があります。引き続き、社会の潮流を踏まえ、各種計画に基づき、社会教育関係団体の活発な活動に向けた支援を行う必要があります。
- 市民の多様な学習活動を支援するため、生涯学習の場としての図書館の活用を促し、城陽市民大学をはじめとする各種生涯学習事業を展開しているほか、生涯学習情報紙やホームページ等により生涯学習事業の情報を提供しています。社会がどのように変化しても、生涯を通じて市民の多様な学習意欲を満たし、市民自らの生活の向上・充実につながる内容と地域の特性を活かした多様な学習機会を提供する必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携し、社会全体での子どもの教育の推進が求められており、地域の教育力を活かした学校支援地域本部事業や放課後子ども教室事業等の地域学校協働活動を推進しています。引き続き、地域の力を活用した地域学校協働活動を推進する必要があります。
- 図書館利用者の減少に歯止めをかけるため、読書ボランティアによる事業や読書ラリーの実施など関係機関と連携し、図書館を核とした読書活動を推進しています。また、資料の充実について、所蔵計画に基づき利用者のニーズに応じた選定と所蔵、古い資料の刷新を図っています。引き続き、図書館において利用促進を図る必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 生涯学習の充実と推進
- 2) 学習機会の充実と学習支援
- 3) 地域社会の教育力の向上
- 4) 図書館の充実と発展

4.2.4. 持続可能な文化財の保存・活用を推進する

(1) めざすまちの姿

- 持続可能な文化財の保存と活用を行うことで、将来世代に貴重な文化財を継承していけるまちをめざします。
- 文化財の魅力を活かして市民のふるさと意識を醸成し、交流を広げることで、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 将来にわたって文化財を継承するため、市指定文化財の指定による各種文化財の保存、史跡指定・公有化・適切な維持管理による史跡の保存、開発に対応した発掘調査による遺跡の記録保存などの取組が必要となります。また、保存にとどまらず、多様な活用が可能な地域資源として、史跡整備などによる持続可能性のある保存・活用が求められています。
- 歴史民俗資料館では、調査研究活動の成果をもとに常設展示や企画展示を開催し、また、小学生以上を対象とした授業や教室を開催するなど普及活動に取り組んでいますが、少子高齢化等に伴う人口減少により、来館者数への影響が危惧されています。
- 市内の文化財を地域資源として活用するエコミュージアムの取組として、ツアーイベント・シンポジウム・見学会等の開催や、デジタルコンテンツの制作及び活用、説明板の設置などを実施しています。本取組を通して、文化財保護意識の普及・啓発を推進するとともに、市民のふるさと意識の醸成と交流人口・関係人口の拡大が求められています。

(3) 施策の展開

- 1) 文化財の保存・活用
- 2) 歴史民俗資料館の充実
- 3) エコミュージアムの推進

4.2.5. 文化芸術を振興する

(1) めざすまちの姿

- 文化芸術活動を行う市民一人ひとりの自主性、創造性を尊重するとともに、市民が生涯にわたって文化を享受し、健康で生きる喜びを感じながら暮らしているまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 文化芸術協会等の文化関係団体などとの協働により、文化芸術振興計画に基づく施策の推進、文化芸術表彰の実施等に取り組んでいます。引き続き、市民の自主的な文化芸術活動への支援に取り組む必要があります。

(3) 施策の展開

1) 文化芸術活動の推進・充実

4.2.6. スポーツ・レクリエーションを振興する

(1) めざすまちの姿

- 市民一人ひとりが主体的、日常的に、市内のスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組めるまちをめざします。
- あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。
- 市民がプロスポーツチームの選手や対戦チームのサポーターと交流し、まちの活性化をめざします。

(2) 施策の背景

- 障がいのある人もない人も、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる場の提供、地域コミュニティの再生、市民の健康の保持増進による医療費の抑制に向け、教室や大会などを開催することで、誰もが身体を動かせる機会を提供しています。アフターコロナを経て、健康増進への市民意識が高まる中、主体的、日常的に健康づくりに取り組み、スポーツ・レクリエーションを楽しむ施策の充実と市民理解を深める必要があります。
- 市民が快適に安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽市総合運動公園、市民プール等の施設の管理、更新を行っています。また、令和7年度（2025年度）には、市民体育館の大規模改修を実施しています。スポーツ・レクリエーション施設の老朽化が進行していることから、引き続き、修繕を行う必要があります。
- スポーツ協会等のスポーツ関係団体やスポーツ推進委員とともに、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動のプログラムやスポーツ施設情報の提供など市民ニーズにあわせたサービスを提供しています。今後、さらなる活動の普及と定着に向けた連携（支援）と指導者の育成を行う必要があります。
- 京都サンガ F.C.や京都ハンナリーズなどに対する各種支援施策を実施することなどにより、市民の認知度向上や意識高揚を図り、まちの活性化につなげる必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 2) 各団体との連携（支援）と指導者の育成
- 3) スポーツ・レクリエーション施設の充実
- 4) プロスポーツの各種支援

4.3. 交通ネットワークを活かし、交流と活力をともに創り出せるまち

安全で快適な都市基盤と緑あふれる都市環境を調和させながら、本市が有する広域的な交通ネットワークを活かした利便性の高いまちづくりを進めることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じるような、交流と活力をともに創り出せるまちをめざします。

その実現に向けて、市民が将来にわたり安心・安全に暮らすための都市基盤の整備や、本市が有する緑豊かな環境の活用を通じて、利便性の高さと自然への近接性が両立された住環境の保全・魅力向上を図ります。

また、基幹交通網の優位性を活かし、都市機能・施設の適正な配置と集積による、利便性の高い持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、環境共生をめざし、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

4.3.1. 道路ネットワークの充実を図る

(1) めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通により、他府県へのアクセス性が高まり、利便性が向上します。また、新市街地や東部丘陵地等のまちづくりなど、新名神高速道路の利便性を活かした地域の活性化を図ります。
- 市内道路網整備により、交通の分散が図られ交通渋滞の緩和や円滑な交通の確保をめざします。
- 住民ニーズの視点に立ち、安心・安全なみちづくりや適切な維持管理を実施することにより、安全で快適な人にやさしい道を整備します。

(2) 施策の背景

- 道路は、市民生活や経済・社会活動を支える重要な社会資本であるとともに、災害時における避難や復旧に欠かすことのできない施設です。特に、現在整備事業が進められている新名神高速道路は、新東名高速道路と共に名神高速道路・東名高速道路と相互に機能を補完し、国土軸をダブルネットワーク化することで、災害などで道路が寸断されても国民生活へ与える影響を緩和することができるほか、ヒト・モノの流れを支え、名神高速道路・東名高速道路との適切な交通機能の分担と高い信頼性を確保し、我が国の産業・文化・社会経済活動の振興に寄与するものです。また、成長力を強化する物流ネットワークの強化として、令和2年（2020年）3月に新名神高速道路大津～城陽間の6車線化が事業化し、物流の生産性や高速道路ネットワークの安定性のさらなる向上が図られます。新名神高速道路のうち、城陽～八幡京田辺間は平成29年（2017年）4月に開通し、大津～城陽間は早期開通させるべくNEXCO西日本が高速道路本線の建設事業を行っています。また、新名神高速道路の開通に併せて、広域交通に係る利便性を高めるため、新名神高速道路城陽スマートインターチェンジ（仮称）の整備が計画されています。近畿地方のほぼ中央に位置する交通の要衝として本市の潜在能力を向上させるためにも、大津～城陽間の早期開通及び6車線化の早期整備に向け、今後とも、事業が円滑に進むよう関係機関と調整を行うことが必要です。
- 本市は古くから京都と奈良を結ぶ交通の要衝として南北の道路は発達していますが、東西方向の道路網が脆弱なため、都市計画道路の早期整備が課題となっています。そのため、交通渋滞の緩和や市内交通の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を進める必要があります。特に、都市計画道路東部丘陵線から木津川市に至る国道24号城陽井手木津川バイパス等については、今後の新名神高速道路の開通に併せて、広域交通に係る利便性を高めるため、早期供用に向けた関係機関との調整を行う必要があります。
- また、これらの広域交通ネットワークの整備にあわせ、市内の交通渋滞の緩和

や市内交通の円滑化、安心・安全なみちづくりを進めるため、都市計画道路や、生活道路の整備等を計画的に行う必要があります。

- 生活道路については、「安全・安心みちづくり事業」において交差点改良や歩道整備、バリアフリー化などを、「住みよいみちづくり事業」においては老朽化側溝の改修を、「市民が主役のみちづくり事業」は地域提案型道路整備事業として地域と市が連携し道路の整備を行っています。この3つの事業を軸として多様化する道路に対する住民ニーズの視点にも対応するため、計画的に生活道路の整備を進める必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 幹線道路の整備
- 2) 生活道路の整備
- 3) 道路の適切な維持管理

4.3.2. 公共交通ネットワークの充実を図る

(1) めざすまちの姿

- JR 奈良線の複線化や近鉄寺田駅の急行停車による便数の増加や高速化等により、鉄道を利用しやすいまちをめざします。また、大阪方面への新たな鉄道網の整備により、まちの活性化促進をめざします。
- エレベーターの設置などのバリアフリー化により、誰もが安心して利用できる鉄道駅の実現をめざします。
- 高齢者や障がいのある方が路線バスなどの公共交通を利用しやすくなることにより、健康で生きがいの持てる生活の実現と環境にやさしい持続可能な交通の実現をめざします。

(2) 施策の背景

- 鉄道の利便性向上について、JR 奈良線の全線複線化の具体的な整備時期については示されておらず、引き続き全線複線化の実現に向けた取組が必要です。また、近鉄京都線における寺田駅への急行列車の停車について、鉄道事業者に対する要望など、引き続き実現に向けた取組が必要です。加えて、木津川右岸地域と大阪方面のアクセスを向上させ、交流・定住人口の増加につなげるとともに、松井山手駅周辺に北陸新幹線の間駅が設置されることによる経済効果を京都府南部地域に波及させるため、新たな鉄道網の整備実現に向けた取組が必要です。
- 城陽駅について、鉄道事業者と連携してバリアフリー化を進める必要があります。
- 城陽さんさんバスについては、今後も引き続き利用者増加を図る取組が必要です。また、青谷地域等の住民の移動手段については、定時定路線型乗合タクシーを運行し確保しているところですが、引き続き運行を継続するため、利用促進の取組が必要です。今後、新名神高速道路の開通や東部丘陵地整備に伴い、交流人口の増加など、新たな人の流れが生じることが想定されることから、状況を見極め、現在居住されている市民向けの公共交通も含め、移動手段についての検討を行う必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 鉄道の利便性向上
- 2) 交通弱者の移動手段の確保
- 3) 公共交通の利用促進

4.3.3. 駅を中心としたコンパクトなまちづくりを推進する

(1) めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通を活かして進出する新たな企業等の最寄り駅としての機能を維持します。また、地域住民との協働により、地域の顔となる特色のある市街地形成をめざします。
- 市内各駅において、駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させ、駅周辺の良い交通環境の形成を図ります。
- 計画期間中に進む大規模事業に伴って大きく変わる人の流れにより、駅の重要性も増すこととなります。そのため、多くの駅の利用者が消費活動を通じ、地域経済の活性化に寄与する仕組みづくりをめざします。

(2) 施策の背景

- 駅周辺においては、文化や交流、買い物等の諸機能を拡充し、特色ある市街地の形成を図る必要があります。
- 寺田駅周辺については、民間開発を誘導し、良い市街地の形成を図るとともに、にぎわいのあるまちづくりに取り組む必要があります。
- 長池駅周辺については、地域住民で構成される「長池まちづくり協議会」等と協働して、駅南側の交通結節機能の充実を図り、まちづくりが進む東部丘陵地の玄関口としての機能を備えていく必要があります。
- 山城青谷駅周辺については、地元地域をはじめ、京都山城白坂テクノパークの進出企業等の最寄り駅としての機能を向上し、地域交流の拠点としていく必要があります。

(3) 施策の展開

1) 駅周辺整備の実施

4.3.4. 既成市街地周辺を整備する

(1) めざすまちの姿

- 将来的な市民ニーズに沿った、市としての土地利用構想に合わせて適切な規制・誘導を行うことにより、安全で快適な住環境の形成を図ります。

(2) 施策の背景

- 快適な都市空間を確保し良好な住環境を形成するため、周辺環境と調和し、まちづくり上必要となる道路、公園等の公共施設や都市機能が配置されるよう、開発行為等に対し、適切な事業の実施を誘導する必要があります。また、駅周辺の既成市街地においては、用途地域や高さ規制の見直し等により居住地の確保及び居住性の向上を図ることが求められています。

(3) 施策の展開

- 1) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進
- 2) 秩序ある市街地の実現に向けた適正な誘導

4.3.5. 住環境の質の向上を図る

(1) めざすまちの姿

- 屋外広告物の適正な規制・誘導により、秩序ある良好な市街地景観を創出します。
- 開発事業者や住宅・建築物の所有者に対し、指導や普及啓発活動を図り、良好な住環境の形成を推進します。

(2) 施策の背景

- 市内には京都府屋外広告物条例に基づく許可を取得していない屋外広告物が多数見受けられます。そのため、無許可広告物に対して許可申請及び除却等の指導・啓発を行う必要があります。
- 良好な都市環境の形成のため、開発事業者に対して「城陽市開発指導要綱」に基づく協議を行う必要があります。また、地震から市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の所有者に対して、耐震化の必要性について普及啓発に努め、併せて、適正に維持管理されていない空家が増加傾向にあることから、空家の所有者に対して「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき指導等を行う必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 屋外広告物の適正な規制・誘導
- 2) 良好な住環境の形成

4.3.6. 上下水道の適切な管理運営を図る

(1) めざすまちの姿

- 災害等に備えて、上下水道施設の強靱化を図ります。
- 老朽化した上下水道管路の更新等を進めます。
- 東部丘陵地の新規需要に対する上下水道施設を整備します。
- 人口減少をはじめとする事業環境が変化する状況においても、上下水道事業の持続性を確保します。

(2) 施策の背景

- 本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、また、周辺には多数の活断層が分布し、とりわけ生駒断層帯を震源とする大規模地震の発生が想定される地域となっています。このため水道事業では、災害や事故においても安定して水道水を供給するために、府営水道の受水点の追加による冗長性の確保や、水道施設の耐震化を図る必要があります。公共下水道事業では、重要な管路はすでに耐震化できている状況ですが、管路の流下能力・機能を確保するために、液状化によるマンホールの浮上防止対策を進める必要があります。
- 水道事業では、基幹管路の耐震化率の向上を優先しつつ、更新等を検討する必要があります。公共下水道事業では、近年多発する下水道管路の老朽化に伴う破損に起因する道路陥没等の被害を未然に防止するため、維持管理と更新の一体マネジメントの視点から下水道管路の点検・調査を行い、更新等に取り組む必要があります。
- 本市では東部丘陵地の開発を進めており、青谷地域において基幹物流施設が設置されるため、新たに水道施設の整備が必要となります。また、今後の東部丘陵地中間エリアの開発に対応する必要があります。
- 人口減少や物価高騰等の厳しい環境において、住民生活の根幹となる上下水道事業の持続性確保は全国的な課題となっており、国は市町村に対し広域化・共同化や人材の確保・育成、官民連携等による基盤強化を求めています。市においては、上下水道事業の持続性を確保するために、官民連携して技術者の確保、技術の継承、及び新技術の導入に取り組んでいきます。また、広域化・共同化についても検討を進める必要があります。
- 公共下水道事業においては、近年の頻発する地震により、国の指導において、地震発生時における施設の被害を最小限にとどめるため、耐震化を図ることが重点項目とされています。特に本市は、水道事業においても述べたとおり、生駒断層帯を震源とする大規模地震の発生が想定される地域となっています。このため、災害時においても管路の流下能力・機能を確保するために、既設管路の耐震化を進める必要があります。
- 公共下水道事業を管理・運営するためには、専門的な技術・知識を有するとと

もに、災害時などの緊急時対応も実行するための危機管理能力を有する人材が求められます。本市においては、周辺団体と比べて公共下水道事業に携わる職員数が少なく、次世代職員への技術継承を確実に実施するための仕組みを検討することが必要です。また、公共下水道事業の広域化・共同化についても検討を進める必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 上下水道施設の耐震性の確保
- 2) 水道施設の冗長性の確保
- 3) 上下水道管路の老朽化対策
- 4) 東部丘陵地に対する上下水道施設の整備
- 5) 官民連携による上下水道事業の基盤強化
- 6) 財政基盤の確保

4.3.7. 緑豊かなまちづくりを推進する

(1) めざすまちの姿

- 受け継がれてきた緑を守り、次世代へと継承するまちをめざします。
- 緑を活かした安心・安全なまちをめざします。
- 市民生活、生態系を考慮した水と緑のネットワークを形成します。

(2) 施策の背景

- 本市は木津川の流れや東部の丘陵部を中心に広がる緑豊かな山林・緑地や農地など自然環境に恵まれており、これまで受け継いできた緑の保全を行う必要があります。
- 公園や緑地については、老朽化が見られるため、適切な維持管理に努めるとともに、地域に親しまれ、より利用しやすい憩いの場となるよう、整備に取り組む必要があります。また、「府立木津川運動公園（北側区域）の基本計画」に基づき、早期に整備されることが求められています。

(3) 施策の展開

- 1) 都市の緑の保全
- 2) 公園・緑地の整備及び維持管理

4.3.8. 環境を守り育てるまちづくりを推進する

(1) めざすまちの姿

- 市民協働による全市的な環境保全活動により、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や、自然との調和をめざします。
- 地域の環境の適切な把握等により、良好な生活環境を保全します。
- 豊富な地下水を、市民共有の財産として保全します。

(2) 施策の背景

- 地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中で、国は令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。本市においても令和3年（2021年）11月に「ゼロカーボンシティ」を表明したことから、引き続き、市域全体の温室効果ガス削減に向けて取り組む必要があります。また、本市もいち事業者として率先して環境に配慮した取組を進める必要があります。
- 城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者で構成する「環境パートナーシップ会議」が活動しています。この「環境パートナーシップ会議」を中心に、環境基本計画の推進や、環境保全活動として、「環境フォーラムの開催」をはじめ、引き続き、環境問題に対する様々な活動を行う必要があります。
- 本市は住宅都市として発展した経過があり、市民が安心・安全で快適・健康な生活を営むことのできる良好な生活環境を適切に維持するための取組を進める必要があります。
- 本市の豊富な地下水は、貴重な水道水源であるとともに、湧水花きをはじめとする農業用水にも活用されるなど、市民共有の財産となっています。今後も地下水の有効利用と保全を図るため、水質保全に向けた調査・監視を継続する必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 地球環境の保全
- 2) 市民協働による環境保全の推進
- 3) 生活環境の保全の推進
- 4) 地下水の保全

4.3.9. ごみの減量・資源循環を推進する

(1) めざすまちの姿

- 市、市民、事業者がごみ減量・再資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ごみ処理による CO₂ 排出量を抑制し、循環型社会の実現をめざします。

(2) 施策の背景

- 大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、資源循環の仕組みが確立された循環型社会への転換が求められています。本市においては、城南衛生管理組合による処理施設の集約化、共同処理を実施しており、エネルギー回収、温暖化防止などに取り組んでいます。さらにこれらの取組を進める必要があります。
- 市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、排出者自身のごみ減量・再資源化意識の向上を図るため、情報発信の強化に一層努める必要があります。また、事業所におけるごみの発生抑制やごみの適正処理、再資源化の推進が課題です。
- ごみの発生抑制や減量化に関する市民の取組を支援し、「もったいない意識」の啓発に努め、無駄に捨ててしまわない消費行動を促進するとともに、不法投棄の根絶に向け、令和 6 年（2024 年）に施行した「城陽市ポイ捨て禁止条例」に基づきポイ捨てを防止・抑止することや、廃棄物不法投棄パトロールをはじめ、今後も監視体制を強化し、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美化運動の取組を推進する必要があります。
- 緊急時や災害時などの廃棄物処理方法を検討し、他市町とのさらなる連携強化や相互支援体制を整備するとともに、収集体制の効率化、ごみ減量・再資源化を進める必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) ごみ減量・再資源化の推進
- 2) ごみの適正処理
- 3) 環境衛生の向上
- 4) 緊急時・災害時の対応

4.4. 地域資源を活かし、豊かさをともに築き合えるまち

本市が有する広域交通網の要衝としての立地条件の優位性をはじめ自然、歴史、文化、人材などの多様な地域資源を最大限に活かし、産業の活性化や観光の振興、本市の魅力発信等を通じて、多様な主体が地域の豊かさをともに築いていけるまちをめざします。

その実現に向けて、地域資源や地域特性を活かした産業の活性化や農商工振興を推進しながら、企業立地の促進や産業集積を図り、新たな雇用の創出や地域経済の活性化につなげます。

また、本市の魅力を効果的に発信することに加え、人権と多様性を尊重し、市民一人ひとりが主体的に地域づくりや市民活動に参加できる環境を整えます。

4.4.1. 東部丘陵地の整備を推進する

(1) めざすまちの姿

- 着実に整備が進められている東部丘陵地長池地区及び青谷地区に続き、両地区の間に位置する中間エリアでは、「先端技術と広域交流の融合による近未来都市 Joyo Smart Innovation Park」を基本コンセプトに、先端技術の導入、成長産業の集積、環境と経済が調和した持続可能なまちの実現をめざし、京都府南部地域の活性化を図ります。

(2) 施策の背景

- 東部丘陵地の土地利用の実現に向けては、東部丘陵地整備計画に基づき、市街化区域編入や都市計画道路東部丘陵線の都市計画決定等、整備に向けた取組を推進しています。今後は、広域交通の利便性を活かしたまちづくりを進めるため、東部丘陵地整備計画における段階的整備の方針に基づき、計画的に市街化区域へ編入させるなど、円滑かつ効率的に東部丘陵地関連事業を確実に進捗させる必要があります。
- 長池地区では京都府内初となるプレミアム・アウトレットの開業に向けた準備が、青谷地区では日本初となる基幹物流施設を中心とした次世代型物流拠点の整備が行われています。また、その間の中間エリアにおいては「先端技術と広域交流の融合による近未来都市 Joyo Smart Innovation Park」を基本コンセプトに、両地区の整備効果を最大限に活かした土地利用に向け、まちづくりの具体化を進める必要があります。
- 東部丘陵地整備計画における段階的整備の方針に基づき、令和6年(2024年)12月の区域区分見直しで、中間エリアの一部が保留フレームに設定されました。今後は、保留フレームの市街化区域編入を進める必要があるほか、次期区域区分見直しでは、主に中間エリアの残る部分を市街化区域に編入するため、計画的なまちづくりを推進する必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 東部丘陵地整備計画に基づく段階的整備の推進
- 2) 東部丘陵地への優良企業の誘致に向けた取組の推進

4.4.2. 新たな雇用を創出する

(1) めざすまちの姿

- 企業誘致により働く場所が生まれ、職住近接により地域の活性化を図るとともに、企業活動の活性化を通じて、地域経済の発展に寄与する仕組みづくりを進めます。

(2) 施策の背景

- 本市では、サンフォルテ城陽及び京都山城白坂テクノパークの企業誘致が完了し、雇用需要が高まる中、地域の雇用の促進を図ってきました。現在、全国的な人口減少や生産年齢人口の減少を背景として、企業の人手不足は深刻化しています。今後は、新名神高速道路の開通やプレミアム・アウトレットの開業、さらには東部丘陵地中間エリア等の開発に伴い、さらなる雇用需要の増加が見込まれることから、地域における労働力を確保する必要があります。
- 社会経済情勢や本市のまちづくりの変化に対応しながら、市内企業の雇用需要を的確に把握し、活発に事業展開を行う市内企業が持つ人材確保ニーズを満たす必要があります。また、ハローワーク宇治や京都ジョブパーク、城陽商工会議所をはじめとする関係団体、近隣自治体と連携することによる、効果的な展開が求められます。

(3) 施策の展開

- 1) 企業と求職者のマッチング支援
- 2) 勤労者福祉の向上

4.4.3. 商工業の育成を図る

(1) めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通などの交通インフラ整備により、市内事業者の商圏の拡大を図り、域外からの収入の増加と商工業の活性化をめざします。
- 新規創業や立地企業を増やすことで、雇用の場の確保や地域内消費を促進し、地域の新しい魅力づくりをめざします。
- 城陽商工会議所等と連携し、市内事業者やスタートアップ事業者への必要な支援を行うことで、地域経済の循環を促進し、活力のあるまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 本市の産業構造は小規模な事業所が多いことから、経営状況が景気の動向に大きく左右される状況にあります。また、近年では国際情勢の不透明化に伴う物価高騰による影響が生じており、今後も引き続き、社会経済情勢の変化に対応し必要な対策を講じる必要があります。
- 新名神高速道路の開通やプレミアム・アウトレットの開業等を契機とし、それら環境の変化を活かしながら地域経済の活性化を図る必要があります。また、市内企業の事業拡張や進出企業の立地に向けた用地確保、支援を図る必要があります。
- 市内における定住やにぎわいづくりを促進し、地域の活性化を図るため、本市で創業する事業者を支援する必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 市内事業者の振興と経営安定化
- 2) 企業立地の推進
- 3) 新規創業・第二創業の支援

4.4.4. 持続可能な農業の振興を図る

(1) めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通による地の利の向上により、本市への来訪者、交流人口の増加等が見込まれます。この好機を活かした本市農業の発展と、所得向上に向けた取組を展開します。
- 認定農業者や新規就農者の確保・育成をはじめ、多様な担い手を確保・育成することで、次の世代への農地の継承を図ります。
- 農業しやすい環境づくりを図り、持続可能な農業振興に向けた取組を進めます。

(2) 施策の背景

- 本市の農業を取り巻く情勢は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化等により大きく変化しています。一方、新名神高速道路の開通等を契機とし、増加が期待される交流人口、来訪者に対して、本市が全国に誇る茶、梅、イチジク、カンショや湧水花きなど、特産物のブランド化等による付加価値向上と、需要・販路拡大等による農業者の安定した農業経営、所得向上につながる事が重要です。
- 本市は小規模経営の農業者が多いことが特徴となっていますが、農業者の減少や高齢化が進み、農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。次の世代の農地の保全のためには、認定農業者や新規就農者の確保・育成をはじめ、経営継承の仕組みの構築や、女性や定年帰農によるシニア世代、農福連携の取組や農業分野に新たに参入する事業者などを「多様な担い手」として位置づけ、確保・育成することが課題です。
- 安定した農業経営や、耕作放棄地への対策にあたり、多くの小規模・不整形農地に対応した、生産効率向上の対策が課題です。また、地域農業経営基盤強化促進計画に基づき、農地集約化や耕作放棄地対策、またシカやアライグマなど有害鳥獣による農作物被害への対応が求められます。

(3) 施策の展開

- 1) まちづくりの進展に即した新たな農業の展開
- 2) 多様な担い手の参画による農地の保全・活用
- 3) 農作業しやすい環境づくりを進めた持続可能な農業の構築

4.4.5. 地域の活力につながる観光の振興を図る

(1) めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通やプレミアム・アウトレットの開業、それに伴う交流人口の増加といった社会環境の変化を活かし、観光による人の流れが市内事業者の振興と持続的な地域経済の発展につながるまちをめざします。
- 城陽市の魅力を知っていただき、また訪れたいと思われるまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 新名神高速道路の開通を契機とした大規模なまちづくりにより、交流人口の増加が見込まれる中、単にプレミアム・アウトレットへ買い物に来るだけのまちとならないよう、人の流れを市内へ誘導する仕組みづくりが必要です。
- 市内経済の活性化のためには、市内へ訪れる観光客が増加するだけでなく、観光客の市内での消費を促進する必要があります。観光と産業をつなぐとともに、消費につながるコンテンツの強化・創出、地域資源の磨き上げなど、城陽市の魅力を向上させる取組が必要です。
- 持続的な地域経済の活性化のためには、城陽市に愛着を持っていただき、繰り返し訪れていただく必要があります。城陽市に訪れる観光客やまだ訪れていない方々に対し、城陽市の魅力を十分に伝える発信が必要です。

(3) 施策の展開

- 1) 大きなアドバンテージを活かした観光客の市内への誘導
- 2) 観光を契機とした消費拡大による市内経済の活性化
- 3) 魅力発信による繰り返し訪れたくなるまちへの発展

4.4.6. まちづくりにおける市民参加・協働を推進する

(1) めざすまちの姿

- 市民と行政がそれぞれの特性を活かして、協働によるまちづくりを進めます。
- 市民の主体的な地域活動やまちづくりへの参加を支援し、市民が主役となるまちをめざします。
- 自治会の自主性を尊重しながらその活動を支援することにより、自治会活動の活性化と地域コミュニティの醸成を図ります。
- コミュニティセンターにおいて、地域の特色を活かした活動を展開することにより、地域住民の交流を活性化します。

(2) 施策の背景

- 市民がしあわせや豊かさを実感できるまちづくりを実現するためには、行政の力だけではなく、市民自身も自治の担い手として、まちづくりに参加することが求められています。協働によるまちづくりに向け、引き続き市民の自発的な地域活動・社会貢献活動を支援するため、市民活動支援センターにおける取組を進める必要があります。
- 地域においては、多くの市民が積極的に自治会に参加し、地域の絆をはぐくみながら、より暮らしやすいまちづくりを進める必要がありますが、近年は、自治会加入世帯数が減少していることから、自治会の活性化に向けた検討が必要です。
- コミュニティセンターにおいては、多様な市民ニーズに対応した新たなコミュニティ事業を展開する必要があります。また、築年数が経過していることから施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修・更新による施設の長寿命化と利便性向上を図る必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) NPO・ボランティア等による市民活動の推進
- 2) 自治会の活性化の推進
- 3) コミュニティ事業の推進

4.4.7. まちの魅力発信、都市間交流を推進する

(1) めざすまちの姿

- 市全体で多様な広報メディアなどを効果的に活用して情報発信を進めることにより、市内外の人に市の魅力を広めます。
- 各種広聴事業により、市民の多様なニーズや様々な地域課題を的確に把握し、市政への反映に努めます。
- 市の保有する行政情報について、積極的な公開や資料提供を進め、行政運営の透明性の向上を図ります。
- 個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、行政のみならず企業、団体、地域なども含め、個人の権利、利益の保護を図ります。
- 国際交流では、諸外国との交流を促進することにより、友好親善と相互理解を深め、市民の豊かな国際性を育てる環境づくりを行うことで、世界の恒久平和に寄与することをめざします。
- 国内交流では、様々な分野で相互の理解と交流を深めることで、自分の住む都市の魅力を再発見する契機となり、活力あるまちづくりにつながることをめざします。
- 市内在住の外国人住民が安心して暮らすことのできる環境整備を行い、異なる国籍、文化、価値観を持った市民が互いを尊重し合える多文化共生社会の実現をめざします。
- 平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

(2) 施策の背景

- 開かれた市政の推進には、市政情報をきめ細やかに提供することや、市民意識を共有し、市民と行政の信頼関係を築くことが求められます。本市においても、市民に市政の現状と課題を正しく伝えられるよう、広報紙やホームページ、FMラジオ、SNS、動画コンテンツなどの各種広報メディアや、出前講座を効果的に活用し、市政情報をタイムリーに提供しています。今後は、新名神高速道路の開通や東部丘陵地の整備などにより交流人口の増加が見込まれることから、市全体で市の魅力を内外に向けて発信することがより重要となります。
- 本市においては、おでかけ市長室、市政懇談会などで、市民意識や市政に関する意見を積極的に把握するとともに、パブリックコメントの実施により、各種計画づくりの市民参画機会の充実や多様な市民の意見・要望などの政策決定への反映にも努めているところです。今後も積極的な市民意見の把握に努める必要があります。
- 行政情報の積極的な公開や提供により行政運営の透明性が強く求められてい

る中、本市においては、他市に先駆けて、平成元年（1989 年）に「城陽市情報公開条例」を制定し、公文書開示請求制度を運用しています。市民から信頼される市政を推進するため、行政運営の透明性を確保することが求められていることから、市が保有する情報のうち、法令等に抵触しない情報について、資料提供等によって積極的な公開・情報発信を行う必要があります。

- デジタル社会の進展に伴い、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が求められており、令和 3 年（2021 年）に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律においては、個人情報保護制度に係る全国的な共通ルールを法律で定めることが示されています。今後は、個人情報保護法等の適正な運用を行い、デジタル社会を踏まえた個人情報の保護を図るとともに、データの利活用のバランスを図る必要があります。
- 本市では、大韓民国慶山市やアメリカ合衆国バンクーバー市、鳥取県三朝町と姉妹都市盟約を締結しています。これらの姉妹都市を中心とした都市間交流により、それぞれの都市の有する文化や歴史等の相違を認識し、さらなる友好親善と相互理解を深めていくことが必要です。
- 国際交流協会との連携により、語学講座や市民参加の交流事業のほか、市内に在住する外国人に対する日本語教室の実施や、外国語表記の生活ガイドの作成に取り組んでいます。引き続き、市民が豊かな国際性をはぐくみ、国際理解を深められるよう努めるとともに、市内在住外国人が安心して生活できるための支援に取り組む必要があります。
- 近年、京都府を含め、全国的に外国人の来日や居住が増加傾向にあり、外国人住民に対する支援の必要性が増しています。本市でも外国人住民が増加しており、外国人と日本人住民との共生が実現できる施策を展開することが必要です。
- 平和な社会を形成するため、昭和 61 年（1986 年）の国際平和年に際し「平和都市宣言」を行うとともに、平成 22 年度（2010 年度）には平和首長会議へ加盟したところ。また、小中学生の広島派遣や平和のつどい、戦争体験記の周知など平和に関する取組を進めるほか、平和の尊さについて市民自らが考え、行動できる施策を展開することが必要です。

(3) 施策の展開

- 1) 情報発信の強化
- 2) 市政への市民参画の仕組みづくり
- 3) 行政情報の積極的な提供
- 4) 個人情報の適切な管理
- 5) 都市間交流の推進
- 6) 外国人への生活支援
- 7) 平和都市の推進

4.4.8. 人権を尊重する

(1) めざすまちの姿

- あらゆる人々が、学校、地域社会、家庭、職場などのあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発活動を推進することにより、すべての人々の人権が尊重され、人間性豊かに暮らすことができるまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 今なお、差別や暴力、虐待をはじめとする様々な人権侵害（インターネットを通じて行われるものを含む）が存在しており、こうした人権侵害をなくするためには、誰もが相手の人権を侵害する側にもされる側にもなる可能性があることを強く認識し、自ら考え、行動することが必要です。本市においては、「城陽市人権教育・啓発推進計画」の策定や、「山城人権ネットワーク推進協議会」への参画などをはじめ、様々な人権侵害の解決に向けた取組を実施してきており、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、さらなる取組の推進が求められています。

(3) 施策の展開

1) 人権尊重の推進

4.4.9. 男女共同参画を推進する

(1) めざすまちの姿

- すべての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が保障され、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) 施策の背景

- 女性も男性もすべての個人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見などを解消し、男女平等と多様性を尊重する意識の醸成が課題となります。
- 男女共同参画支援センター「ぱれっと JOYO」を拠点に、推進団体との協働による啓発事業を効果的に行い、男女共同参画社会の実現のための取組を促進する必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 男女共同参画社会の推進
- 2) 男女共同参画支援センターの活用

4.5. 確かな備えを築き、安心・安全な暮らしをともに支え合えるまち

災害や犯罪に対する確かな備えを築き、市民、地域、行政がともに支え合いながら、誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざします。

また、持続可能で効果的かつ効率的な行財政運営により、将来にわたり安心して暮らせるまちをめざします。

その実現に向けて、市民の暮らしやまちの持続的な発展に向けて脅威となる様々なリスクに対し、市民、地域、行政が連携して対策に取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らせる環境を整えます。

また、頻発化・激甚化する自然災害や、複雑化・多様化が想定される緊急事案に対する備えとして、安定した消防・救急体制の確立や、市民、地域、行政の連携による、ハード・ソフト両面での防災対策を推進します。

さらに、将来にわたって持続可能で充実した行政サービスを提供できるよう、健全な財政運営に留意しつつ、適正で効果的かつ効率的な行財政運営を推進します。

4.5.1. 消防・救急体制を充実する

(1) めざすまちの姿

- 市民が安心して生活できる消防・救急体制が充実したまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化などに加え、南海トラフ地震等の大規模地震の発生も危惧されています。本市では、耐震性防火水槽の新規設置と併せて、既存防火水槽の改修を行いながら、計画的に管内の防火水槽を含む消防水利の充実に努めていますが、これらの事象に的確に対応するためには、機能性に優れた消防車両や資機材などのさらなる整備や、消防職員の知識・技術の向上を図る必要があります。
- 住宅火災による被害を軽減するため、火災予防広報や住宅用火災警報器の設置促進・維持管理の啓発を推進し、市民の防火・防災意識の向上に努めています。引き続き、事業所等に対する査察や立入検査を強化し、適切な消防用設備の設置指導を徹底するなど、防火・防災体制を強化する必要があります。
- 高齢化社会の進行による救急需要の増加への対応のため、救急救命士の計画的育成と応急手当、AED 使用方法や救急車の適正利用の普及啓発活動に努める必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 消防力の強化
- 2) 火災予防対策の推進
- 3) 救急体制の強化

4.5.2. 災害や犯罪を防ぐ

(1) めざすまちの姿

- 市民、事業者、関係機関、行政が連携した防災体制により、災害による被害を最小限に食い止められるまちをめざします。
- 市民、事業者、関係機関、行政と連携した事前対策により、緊急事態に的確に対処できるまちをめざします。
- 市民、警察、関係機関、行政が一体となって防犯の取組を推進し、市民が安心して暮らせるまちをめざします。
- 消費者自らが、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 阪神・淡路大震災（平成 7 年（1995 年））や東日本大震災（平成 23 年（2011 年））は、それまでの想定をはるかに超える規模の揺れや火災、津波により、多くの人命を奪い、まちなみを一変させるなど、未曾有の被害を記録しています。その後、熊本地震（平成 28 年（2016 年）・令和 8 年（2026 年））、能登半島地震（令和 6 年（2024 年））が発生するなど、従前にはない頻度で有感地震が続き、深刻な被害が発生しています。また、近年では、奥能登豪雨（令和 6 年（2024 年））に見られるように集中豪雨による河川の氾濫、土砂災害等が発生し、甚大な被害が発生しました。本市においても洪水や土砂災害などに対して、命を守ることを最優先した行動を取ることが重要です。災害が発生した際は、自分の命は自分で守る「自助」、地域が一体となって助け合う「共助」、行政が主体となり助ける「公助」により、効果的な救助・復旧対策を講じる必要があります。
- このため、本市の地域特性を考慮し、防災パトロール、防災会議の開催、自主防災組織を中心とした防災体制や防災資器材の充実を進めるとともに、市職員の防災に関する能力向上に努める必要があります。
- 海外で多くのテロ事件が発生する中、我が国においてもテロの発生が懸念されています。本市においても市民の生命、身体及び財産を保護するため、Jアラート等による訓練を実施しています。引き続き、国や京都府と連携を図りながら、万一の武力攻撃などの事態に対する体制づくりや市民への意識啓発を推進する必要があります。
- 近年、情報通信技術の発達や高齢化の進行等により、全国的に犯罪手口の巧妙化や高齢者を狙った詐欺事件の増加等、犯罪被害の多様化・深刻化が社会問題になっています。本市においても地域の安全確保に向けて、市民、市、警察、関係機関が一体となって、城陽市防犯推進協議会の開催や防犯カメラの適正な維持管理及び運用の実施等により、防犯対策の推進を図っています。犯罪の抑制に向けた取組としては、公衆用街路灯の整備及び維持管理、「城陽市防犯推

進条例」、「城陽市暴力団排除条例」に基づいた取組や各種媒体を活用した周知・啓発活動等を実施しており、今後も現行の取組を継続・発展させる必要があります。

- 社会経済の変化や消費行動の多様化が進む中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性は高まっています。引き続き消費者の自立性と合理性を高めるための取組を進める必要があります。特に、デジタル化が進展する中で高齢者がトラブルとなるケースが多いことから、高齢者向けの啓発事業を推進する必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 防災体制の充実
- 2) 国民保護計画の周知
- 3) 防犯対策の推進
- 4) 消費者教育の推進

4.5.3. 浸水被害の軽減に向けた基盤を整備する

(1) めざすまちの姿

- 行政、企業、住民などのあらゆる関係者が協力した流域治水により、河川と共存した安らぎのあるまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 近年、異常気象による局地的な集中豪雨等により深刻な浸水被害が全国各地で発生しています。また、都市化の進展により、河川等への雨水の流出量が増加しています。現在、市内を流れる一級河川古川において、京都府施工により流下能力が従来計画の約 1.5 倍に引き上げられた計画で改修が進められています。また、河川の流域のあらゆる関係者の協働による流域治水対策として、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置に向けた民間指導を実施しています。今後は、古川改修を見据えた総合排水計画に基づき、嫁付川、今池川、島ノ宮排水路及び庭井排水路の改修工事を進める必要があります。

(3) 施策の展開

1) 流域治水の推進

4.5.4. 交通安全対策を推進する

(1) めざすまちの姿

- 歩車道分離を基本とした交通安全対策により、安全で、安心して移動できるまちをめざします。
- 市民一人ひとりの交通安全意識が高いまちをめざします。
- 市民一人ひとりの交通安全マナーが高いまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 本市における交通事故発生状況の長期的推移をみると、交通安全施設の整備等の継続的な交通安全対策の取組等により、発生件数及び負傷者数はおおむね減少傾向にあります。市内においては、市道 242 号線、新青谷線、西城陽線、市道 401 号線において歩道整備を実施していますが、歩道の整備などが十分でない箇所もあり、通学路などの生活道路について、さらなる安全対策を効果的に実施する必要があります。
- 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、交通安全・事故防止に関する啓発活動等を継続して実施する必要があります。
- 市民一人ひとりの交通安全マナーの高揚を図るため、引き続き、自転車放置禁止区域における放置自転車の撤去や、市民の駐車マナーの向上に向けた啓発活動など、放置自転車の減少や交通秩序の保全に向けた取組を継続して実施する必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 交通安全施設の整備
- 2) 交通安全啓発の推進
- 3) 交通安全マナーの向上

4.5.5. デジタル技術の活用を推進する

(1) めざすまちの姿

- DX で市民サービスを向上させ、誰もが暮らしやすいスマートなまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 少子高齢化の進行や多様化するニーズに的確に対応するため、限りある資源を最大に活用し、最少の経費で最大の効果を得るという観点から、DX の推進による行政の効率化が必要です。本市では、令和 5 年（2023 年）3 月に城陽市 DX 推進計画を策定しており、計画に基づき、市民サービスの向上や業務の効率化等を推進する必要があります。

(3) 施策の展開

1) デジタル技術の活用

4.5.6. 持続可能な財政運営を実現する

(1) めざすまちの姿

- 市民サービスを守り続けるため、計画的で安定した財政運営を行い、将来にわたって安心して暮らせるまちをめざします。
- まちの活力と財政基盤を強化させることで、市民生活をより豊かにするまちをめざします。
- 公平・公正な税負担と便利な納税環境を整え、すべての市民が納得できる行政サービスを提供するまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 本市の財政基盤は、他自治体と比べ企業が少ない住宅都市であることから、法人市民税などの市税収入が少なく、脆弱な財政基盤となっています。本市においては、事業見直しや経費縮減等により、財政基盤の確立・強化を進めてまいりましたが、今後、さらに厳しい財政状況が続くと予想される中においても、これまで提供してきた市民サービスを維持向上する必要があることから、依存財源から自主財源へのシフトをめざした強固な財政基盤を築き上げ、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、中長期的な財政見通しに立ち、持続可能な財政運営が求められています。
- 新名神高速道路大津～城陽間の開通延期に伴い、プレミアム・アウトレットや基幹物流施設の完成も延期となり、市税の増収も後ろ倒しとなるなど、今後の本市の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。本市においては、上記の実情を踏まえ、各種財政指標を用いた財政運営上の課題を把握し、改善に努めており、継続実施するとともに、まちづくりを支える財政基盤の確立に向けて、新たな視点から改革に取り組む必要があります。
- 本市では、適正課税の一環として申告勧奨や各種調査を行うほか、納税チャネルの拡大を進め、納税環境の整備を図ってきました。財政基盤を支えるため、公平で公正な課税はもちろん、収納率の向上にも取り組む必要があります。

(3) 施策の展開

- 1) 財政基盤の確立・強化
- 2) 健全で効果的な財政運営
- 3) 公平・公正な課税と収納

4.5.7. 戦略的に行政経営を推進する

(1) めざすまちの姿

- 市民に信頼され、質の高いサービスを提供できる職員を育て、活気ある行政運営を行うまちをめざします。
- 適正な職員体制を整えることで、まちの発展と市民サービスの向上に対応できるまちをめざします。
- 公共施設を大切に長く使い、民間の力も活かしながら、効率的で質の高い市民サービスを提供するまちをめざします。
- 入札や契約の透明性を高め、市民から信頼される公正で開かれた行政運営を行うまちをめざします。
- 本市への来訪者を増やすとともに、住みたい・住み続けたいと思われるまちをめざします。
- 国や京都府、近隣市町と連携し、地域全体で課題を解決しながら、より良い暮らしを実現するまちをめざします。

(2) 施策の背景

- 人材育成では、人材育成・確保基本方針に基づく、効果的な研修を進めており、次世代を担う人材を継続的に育成する必要があります。
- 新名神高速道路等の新たな事業の進展や少子高齢化等に対応するとともに、市民サービスの維持・向上を図るため、定員管理計画に基づいた適正な職員数を確保する必要があります。
- 将来の人口見込みや市民ニーズの変化、市の財政負担等を踏まえ、計画的な修繕による施設の長寿命化や適正な公共施設の規模や配置の検討、また、民間活力の導入による効率的な運営を図る必要があります。
- 市政に対して、これまで以上に市民からの信頼を確保するため、電子契約を導入しており、引き続き、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度の維持等を行う必要があります。
- 全国的には、平成 27 年度（2015 年度）以降、地方創生の取組や意識は根付いてきましたが、依然として出生数の減少と少子高齢化は深刻な状況にあります。本市では、第 3 次「山背五里五里のまち 創生総合戦略」に掲げた施策について進捗管理を行い、取組状況の点検・検証を通じて効果の把握や課題の整理に努めています。今後は、新名神高速道路等の新たな事業展開を見据えた交流人口の増加を図るとともに、増加する交流人口を定住化につなげるための施策を検討する必要があります。
- 地方自治体の枠を超えた課題や行政需要に対応するため、各団体と課題の共有や情報交換等を行っています。引き続き、近隣市町村と協調した圏域単位の施策展開や、国や京都府との協調が必要となっています。

-
- (3) 施策の展開
 - 1) 人材の育成
 - 2) 行政運営体制の確保
 - 3) 公有財産の適正な管理
 - 4) 入札契約制度の維持
 - 5) 地方創生の推進
 - 6) 広域行政の推進